

矢掛町権利擁護センター「愛称」大募集!!

～矢掛町権利擁護センターの「愛称」を募集します～

矢掛町社会福祉協議会では、令和2年4月、地域包括支援センターが行っていた権利擁護業務の一部を受託して「矢掛町権利擁護センター」を開所しました。

この権利擁護センターの業務や権利擁護、成年後見制度を広く町民の方々に知っていただき、ご利用いただけるよう、この「愛称」を募集します。どうぞふるってご応募ください。

※ 権利擁護とは、認知症や知的障害などにより判断能力が十分でない人が「ふつう(地域生活)」に「自分らしく(自立生活)」, みんなと暮らす(社会生活)」ことができるよう、当たり前の生活を守ることです。

権利擁護センターでは、主に成年後見制度について相談を受け、関係機関と連携して支援の方法を検討します。自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な人、金銭管理に困っている人はお気軽にご相談ください。

◎応募期間 令和2年7月17日(金)～令和2年9月18日(金)まで。(必着)

◎募集内容 矢掛町権利擁護センターの「愛称」

◎注意事項

- (1) 愛称応募作品の字数は問いません。
- (2) 応募作品は、自作で未発表のものに限り、第三者の著作権、商標権を侵害しないものとします。
- (3) 応募は、1人につき何点でも応募可能とします。
- (4) 受賞作品の著作権、使用权等一切の権利は、矢掛町権利擁護センターに帰属します。
- (6) 採用した愛称について、矢掛町権利擁護センター(矢掛町社会福祉協議会)が必要な修正・補正を行うことがあります。

◎応募方法

応募用紙、はがきなどに必要事項(※)を記入し、郵送、ファックス、矢掛町権利擁護センターへ直接持参するなどして応募してください。

【直接提出】 矢掛町権利擁護センター(矢掛町農村環境改善センター内)

【郵送】 〒714-1201 矢掛町矢掛 3016-1

【ファックス】 0866-82-9170

※必要事項:愛称(ふりがな)とその理由(意味)、住所、名前(ふりがな)、年齢、職業、電話番号を記載する。

◎発表及び活用 ・「福祉の町やかげ」, 「広報やかげ」, 矢掛町ホームページ等において発表いたします。

・採用された「愛称」は、矢掛町権利擁護センターが作成・発行する印

- 刷物等に使用するほか、センターの表示などにも使用する。
- ・受賞作品の著作権，使用权等一切の権利は矢掛町権利擁護センターに帰属します。
 - ・採用した愛称について，矢掛町権利擁護センターが必要な修正・補正を行うことがあります。

◎表 彰

矢掛町協働のまちづくり表彰の中で表彰します。

受賞者に賞品を贈呈します。

◎特賞：1名（同じ愛称が複数ある場合は抽選）

矢掛町ブランド認定品詰め合わせ（約5,000円相当）

及び5,000円相当図書券

◎次点：3名

矢掛町ブランド認定品詰め合わせ（約3,000円相当）

◎応募及び問い合わせ先

〒714-1201 岡山県小田郡矢掛町矢掛3016番地1

矢掛町権利擁護センター

（矢掛町農村環境改善センター 矢掛町社会福祉協議会内）

TEL 0866-82-0848 FAX 0866-82-9170

応 募 用 紙

ふりがな				
愛 称				
愛称の理由・意味等				
応募者	ふりがな		年 齢	歳
	氏 名			
	住 所	〒	職 業	
	電 話	() —		